

令和7年4月以降に失業給付金等の受給手続きをご予定の方へ

例年、4月中旬から5月にかけては、失業給付金の受給手続きをされる方が多数いらっしゃるため、今年度も混雑が予想されます。4月以降にお手続きをお考えの方は、以下をご一読いただき、混雑緩和にご協力をお願いいたします。

●混雑が予想される時期

4月7日以降5月中旬までが混雑が予測されます。特に**正午過ぎから混雑する傾向**にありますので、**午前中の来所**をお勧めします。また、遅くとも**16時までにはご来所いただきますよう、ご協力をお願いします。**

●特に混雑が予測される日にち

4月：14日～18日、21日、22日、25日、30日

5月：1日、12日～16日

最大待ち時間が3時間以上となる可能性があります。

●手続き時間の短縮のために

ご自宅のPCやスマートフォンから、事前に求職申込情報を入力してからご来所いただくことで、ハローワークでの手続き時間が短縮されます。

[ハローワークインターネットサービス - 求職者マイページアカウント登録](#)



●失業給付金の仮手続きについて

失業給付金の受給手続きにつきましては、退職した事業所が発行した離職票が必要ですが、**退職日の翌日から12日以上経過した場合、離職票がお手元がない場合でも仮の受給手続きが可能です。**離職票以外の申請に必要な書類を持参してください。[受給手続きに必要なものなど（ハローワークインターネットサービス）](#)
(退職日の翌日から**12日以上経過しないと、ご来所いただいても仮手続きは行えません。**)

※3月31日に退職した方が仮の受給手続きが可能となる日にちは、**4月14日（月）以降**となります。そのため、4月14日（月）は**特に混雑が予想されます。**

※離職票は後日行われる雇用保険受給説明会のタイミング等早めにご持参ください。初回認定日より後に離職票を受理した場合、失業給付金の入金が通常より遅くなる場合がございます。



令和7年4月以降に失業給付金等の受給手続きをご予定の方へ

● 受給中の本人確認について

失業給付金受給中の本人確認については、写真2枚（タテ3cm×ヨコ2.4cm、※離職時のご年齢が65歳以上の方は1枚）か、マイナンバーカードを都度提示していただくかを選択できます。マイナンバーカードを提示していただく場合、写真の提出は不要です。

● ハローワークへの来所日（失業認定日）について

失業給付金を受給するためには、ハローワークが指定した日に来所し、失業の認定を受ける必要があります。指定した日を失業認定日といいます。

失業認定日につきましては、原則失業給付金の受給手続きをした日から概ね4週間後の日を指定します。以降は4週間ごとの認定日を指定しますが、祝日等がある場合は前後の平日が失業認定日となります。

● 教育訓練給付金（一般・特定一般・専門実践）指定講座等を受講予定の方へ

令和7年4月1日以降に、教育訓練給付金指定講座を受講開始予定の方は、給付制限期間の解除が出来る場合がございますので、受給手続きの際にお申し出ください。

● 4月以降教育訓練給付金の手続きをされる方へ

例年4月から5月にかけては、教育訓練給付金の申請件数が大幅に増加する傾向にあり、今年度も同様に大幅な申請件数の増加が予想され、受付に大変時間がかかります。申請の際は、予め申請書類をご記入のうえ、必要書類を揃えてご提出ください。

審査結果につきましては、給付金の申請をいただいてから約1ヵ月ほどかかる見通しとなっております。

墨田区江東橋2-19-12

担当：ハローワーク墨田

雇用保険給付課

TEL:(03) 5669-8968

※お電話が繋がりにくくご迷惑をおかけしております。

